

委託契約書（案）

愛媛県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）
とは、愛媛県本庁舎移転等業務（以下「委託業務」という。）について、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、この契約書に基づき、別添の仕様書及び個人情報取扱特記事項（以下「仕様書等」という。）に従い、この契約を誠実に履行しなければならない。

2 この契約の締結に要する費用は、全て乙の負担とする。

（委託料）

第2条 甲は、乙に対し、委託料として、金_____円（うち消費税及び地方消費税の額_____円）を支払う。ただし、各会計年度における委託料の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は次のとおりとする。

令和7年度 _____円

令和8年度 _____円

2 支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりである。

令和7年度 _____円

令和8年度 _____円

3 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の履行高予定額を変更することができる。

（委託の期間）

第3条 乙は、この契約締結の日から令和8年6月30日までの間に委託業務を行うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、金_____円とする（免除する）。

（権利の譲渡等）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部を円滑に実施するために必要な場合にあっては、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、受託者又は下請負人の名称、及び委託し、又は請け負わせる業務の内容その他甲が必要とする事項について書面をもって甲に通知し、その承諾を得なければならない。この場合において、乙は、甲に対し、委託し、又は請け負わせた第三者の委託業務の履行責任を負うものとする。

(業務計画書の提出)

第7条 乙は、契約締結後速やかに、仕様書に基づいた委託業務の内容、実施体制及び業務工程表等を詳細に記載した業務計画書を作成し、甲に提出しなければならない。この場合において、甲が指示したときには、更に詳細な業務計画書を作成し、甲に提出しなければならない。

2 この契約の他条項の規定により、仕様書が変更された場合及び甲が指示した場合には、乙は、変更業務計画書を作成し、甲に提出しなければならない。この場合において、前項後段の規定を準用する。

(業務の調査等)

第8条 甲は、必要があると認めたときは、乙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。

(履行終了の通知)

第9条 乙は、各会計年度の委託業務が完了したときは、遅滞なく、業務完了報告書（任意様式）を提出しなければならない。

(検査)

第10条 甲は、前条の規定による業務完了報告書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に、各会計年度業務の完了について検査を行うものとする。

2 乙は、検査合格の通知を受けたときは、速やかに成果品を甲に引き渡すものとする。

(補正又は再調査等)

第11条 乙は、前条第1項の検査に合格しないときは、甲の指定する日までに補正又は再調査を行い、甲に補正又は再調査完了を報告しなければならない。

2 前項の規定により補正又は再調査の報告があったときは、前条の規定を準用する。

(委託料の支払)

第12条 乙は、第10条の検査に合格したときは、遅滞なく、各会計年度委託料の支払に関する請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、乙から正当な請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、乙に各会計年度委託料を支払わなければならない。

3 甲は、請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示してこれを乙へ返付するものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙から是正した請求書を受理する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失による場合は、請求書の提出がなかったものとする。

（支払の遅延）

第13条 甲は、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

（契約保証金の返還等）

第14条 乙は、契約保証金を納付している場合において、第10条の規定により物品の所有権が移転したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する返還請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に還付するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

（業務内容の変更）

第15条 甲は、必要に応じ、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して決めるものとする。

（事情変更）

第16条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その事情に応じ、甲乙協議して、書面により契約を変更することができる。

（仕様書等に関する通知義務）

第17条 乙は、仕様書等によることができないとき又は仕様書等に明示されていない事項があるときは、直ちに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けた時は、直ちに調査し、乙に対して必要な指示を与えなければならない。

(委託期間の延長)

第18条 乙は、乙の責めに帰することができない理由により委託期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対してその理由を付し、委託期間の延長を求めることができるものとする。ただし、その延長日数は、甲と乙が協議して決めるものとする。

(損害の賠償)

第19条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、甲、甲の職員又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害による必要経費の負担)

第20条 委託業務の処理により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の必要経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する理由により損害が生じたときの必要経費は、甲が負担するものとし、その額は甲と乙が協議して決めるものとする。

(甲の解除権)

第21条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (3) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められるとき。
- (4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を

供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 乙（ウ及びエにあつては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）が次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であつた者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

(9) 第23条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があつたとき。

3 第1項又は前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

（違約金）

第22条 乙は、契約保証金の納付が必要な場合であつて、その納付がなく、前条第1項又は第2項の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して支払の日までの日数に応じ、年3%の割合を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

（乙の解除権）

第23条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

（秘密の保持）

第24条 乙は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第25条 第13条、第19条及び第22条第2項の規定による遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(変更の届出)

第26条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届け出なければならない。

(法令等の遵守)

第27条 乙は、使用者として、労働関係法令等を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第28条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則及び遅延防止法によるもののほか、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第29条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和7年 月 日

甲 松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県
知事 中村時広

乙